

令和4年6月24日付課法2-14ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

第1 法人税基本通達関係

1 グループ通算制度における投資簿価修正制度の見直し（改正）

内国法人の有する株式を発行した他の通算法人について通算終了事由が生じた場合において、その内国法人及び他の株式等保有法人の全てがその通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書等に資産調整勘定対応金額等の合計額等の計算に関する明細を記載した書類を添付しているときは、当該他の通算法人の株式のその通算終了事由が生じた時の直後の移動平均法により算出した1単位当たりの帳簿価額の計算における簿価純資産価額は、当該他の通算法人の通算終了時の簿価純資産価額に資産調整勘定対応金額等の合計額を加算した金額に通算終了時の持株割合を乗じて計算した金額とすることとされました。

○ 資産調整勘定対応金額等の計算が困難な場合の取扱い（基通2-3-21の4 新設）

上記1を適用する場合には、投資簿価修正の対象となる他の通算法人の対象株式の取得ごとに資産調整勘定対応金額等を計算し、当該内国法人又は他の株式等保有法人のうち、いずれかの法人がその計算の基礎となる事項を記載した書類を保存していることが必要となりますが、対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、当該取得の時ににおける資産調整勘定対応金額等の計算が困難であると認められる場合において、当該取得の時ににおいて計算される資産調整勘定対応金額等を零とし、その後追加取得した対象株式について各追加取得の時ににおける資産調整勘定対応金額等を計算し、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しているときは、課税上弊害がない限り、上記1の適用を受けることができることを明らかにしています。

○ 資産調整勘定対応金額等がある場合の加算措置の対象となる対象株式の取得（基通2-3-21の5 新設）

当該内国法人又は通算完全支配関係発生日において投資簿価修正の対象となる他の通算法人の株式を有する法人が、通算終了事由が生じた時まで引き続き当該他の通算法人の株式を有していない場合であっても、通算完全支配関係発生日以前に取得をした対象株式は、資産調整勘定対応金額等の計算の対象となることを留意的に明らかにしています。

○ **資産調整勘定対応金額等の計算における負債調整勘定の金額の取扱い（基通2-3-21の6 新設）**

資産調整勘定対応金額等の金額の計算上、時価純資産価額の計算の基礎となる負債の額には、退職給与債務引受額及び短期重要債務見込額の内容を含まないことを留意的に明らかにしています。

○ **資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる資産及び負債（基通2-3-21の7 新設）**

資産調整勘定対応金額等は、原則として、投資簿価修正の対象となる他の通算法人の対象株式を取得した時に当該他の通算法人が有する資産及び負債の価額を基礎として計算しますが、例えば、当該取得した時の直前の月次決算期間又は会計期間の終了の日に当該他の通算法人が有する資産及び負債の同日における価額を基礎として計算している場合には、課税上弊害がない限り、その計算が認められることを明らかにしています。

○ **資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる対象株式の取得価額（基通2-3-21の8 新設）**

資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる対象株式の取得価額は、付随費用を含めて計算することを留意的に明らかにしています。この場合において、当該対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、付随費用の把握が困難なときには、その購入の代価を当該対象株式の取得価額として資産調整勘定対応金額等を計算することができることを明らかにしています。

2 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（改正）

法人が一定の支配関係にある外国子会社等（以下「他の法人」といいます。）から配当等の額（みなし配当の額を含みます。）を受ける場合において、その配当等の額がその配当等の額に係る株式の帳簿価額の10%相当額を超えるときには、一定の適用除外要件に該当する場合を除き、その配当等の額に係る株式等の帳簿価額から、その配当等の額のうち益金の額に算入されない金額に相当する金額（益金不算入相当額）を減算する措置について、他の法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」といいます。）終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間（以下「対象期間」といいます。）内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、対象期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその翌日以後

であるときは、一定の書類の保存を要件に、直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に期中増加利益剰余金額（その対象期間内に増加した当該他の法人の利益剰余金の額とその対象期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額をいいます。）を加算することができることとされました。

○ **対象期間内に利益剰余金の額が増加した場合のその増加額を証する書類（基通2-3-22の6 新設）**

法人税法施行令第119条の3第10項第2号イの当該直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額を証する書類とは、他の法人の決議日等前に最後に終了した事業年度終了の日現在の利益剰余金の額及び対象配当等の額を受ける直前の時の利益剰余金の額がそれぞれ明らかとなる書類をいうので、当該他の法人の当該最後に終了した事業年度の貸借対照表の写しのほか、例えば、当該他の法人の対象期間における利益の額を計算した書類の写しが、これに該当することを明らかにしています。

3 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し（改正）

対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものが除外されました。

○ **一時的に貸付けの用に供した減価償却資産（基通7-1-11の2 新設）**

本制度の適用上、法人が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるので、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことを留意的に明らかにしています（措通67の5-2の2同旨）。

○ **主要な事業として行われる貸付けの例示（基通7-1-11の3 新設）**

主要な事業として行われる貸付けに該当するものとされる次に掲げる貸付けには、それぞれ次に定めるような行為が該当することを例示的に明らかにしています（措通67の5-2の3同旨）。

- (1) 法人税法施行規則第27条の17第1項第1号に掲げる貸付け 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 法人が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 小売業を営む法人がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (4) 同項第4号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む法人がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

4 証拠書類のない簿外経費についての損金不算入措置（新設）

法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として一定の額を除きます。以下「売上原価の額」といいます。）並びにその事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額（以下「費用の額等」といいます。）は、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額等を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。

- (1) 次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかったことをその法人において証明した場合を含みます。）
 - イ その法人が法人税法の規定により保存する帳簿書類
 - ロ イに掲げるもののほか、その法人がその納税地その他の一定の場所に保存する帳簿書類その他の物件
- (2) (1)イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額等の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（(1)に掲げる場合を除きます。）であって、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

○ 災害その他やむを得ない事情の範囲（基通9-5-8 新設）

上記4(1)の災害その他やむを得ない事情の意義は、次に掲げるところによることを明らかにしています。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいうこと。
- (2) 「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は法人の責めに帰することができない状況にある事態をいうこと。

○ 帳簿書類その他の物件の意義（基通9-5-9 新設）

上記4(1)イ又はロに掲げる帳簿書類その他の物件とは、取引が行われたことを明らかにする、又は推測させる一切の帳簿書類その他の物件で法人が保存しているものをいうことを留意的に明らかにしています。

○ 取引が行われたことが推測される場合（基通9-5-10 新設）

上記4(2)の取引が行われたことが推測される場合とは、法人が保存する帳簿書類その他の物件により、その取引が行われたことが推測される場合をいうのであるが、例えば、当該法人の法人税に関する調査において、当該法人が帳簿書類その他の物件の提示又は提出をした場合に、当該帳簿書類その他の物件に、取引の年月日や具体的な内容は記載されているが金額が記載されていないときその他その取引が存在すると見込まれるような事実の記載があるときは、取引が行われたことが推測される場合に該当することを留意的に明らかにしています。

○ 相手方に対する調査その他の方法（基通9-5-11 新設）

上記4(2)の相手方に対する調査その他の方法には、例えば、次に掲げる方法が該当することを留意的に明らかにしています。

- (1) 国税通則法第74条の2第1項の規定による質問検査権の行使に基づく相手方に対する調査
- (2) 同法第74条の7の2第1項の規定による特定事業者等への報告の求め
- (3) 同法第74条の12第1項の規定による事業者又は官公署への協力の求め

- (4) 相手方が国税に関する法律その他の法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した納税申告書、当該納税申告書に添付された書類その他当該相手方が法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した書類の確認
- (5) 法人から提出又は提示のあった取引の相手方が保存する当該取引に関する帳簿書類その他の物件の写しの確認

5 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等（改正）

固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いが法令上明確化されました。

- 固定資産の取得等の後に国庫補助金等を受けた場合の圧縮記帳等（旧基通10-2-2 廃止、旧基通10-3-2 廃止、基通10-4-1 改正、旧基通10-5-8 廃止）

上記5に伴い、法人税基本通達において定めていた取扱いを廃止します。

6 グループ通算制度における外国税額控除制度に係る進行年度調整の見直し（改正）

税務当局が法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各事業年度（確定申告書の提出期限が到来していないものに限ります。）において進行年度調整規定を適用すべきと認める場合には、国税庁等の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（進行年度調整規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含みます。）を説明するものとされました。

なお、実地の調査により質問検査等を行った通算法人について税務代理人がある場合において、その通算法人の国税通則法第74条の11第4項の同意があるときは、その通算法人への説明に代えて、その税務代理人への説明を行うことができることとされました。

おって、この調査結果の内容の説明が行われた日の属する対象事業年度の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額等として記載された金額及びその計算の根拠が、この説明の内容と異なる場合には、対象事業年度における当初申告税額控除不足額相当額等に係る固定措置を不適用とすることとされました。

- 進行年度調整規定の適用に係る対象事業年度の意義等（基通16-3-51 新設）

進行年度調整規定は、通算法人の調整後過去税額控除額が過去当初申告税額控除額と異なることが判明した場合に

適用があり、具体的には、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める日の属する事業年度を対象事業年度として、進行年度調整規定を適用することを明らかにしています。ただし、異なることが判明した日が、当該日の属する事業年度の開始の日から当該事業年度の直前の事業年度の法定申告期限までの期間内の日である場合には、当該直前の事業年度を対象事業年度として進行年度調整規定を適用することができることを明らかにしています。

- (1) 進行年度調整に係る調査結果の内容の説明が行われた場合 当該調査結果説明が行われた日
- (2) 当該通算法人又は他の通算法人について修正申告書の提出又は更正が必要となる場合 ((1)に掲げる場合を除きます。) 当該修正申告書の提出又は更正が行われた日

○ 対象事業年度の税額控除不足額相当額等が進行年度調整に係る調査結果説明の内容と異なる場合（基通16－3－52 新設）

当初申告税額控除不足額相当額等に係る固定措置が適用されないこととなる法人税法第69条第21項第3号に掲げる場合とは、対象事業年度の期限内申告書に添付された書類に税額控除不足額相当額等として記載された金額及びその計算の根拠のいずれも進行年度調整に係る調査結果説明の内容と異なる場合をいうので、税額控除不足額相当等として記載された金額が当該調査結果説明の金額と異なる場合であっても、その計算の根拠が当該調査結果説明の内容を踏まえたものであるときは、同号に掲げる場合に該当しないことを明らかにしています。

○ 進行年度調整に係る調査結果説明における手続通達の準用（基通16－3－53 新設）

進行年度調整に係る調査結果説明については、平成24年9月12日付課総5－9ほか9課共同「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達」（法令解釈通達）の取扱いを準用することを明らかにしています。

第2 租税特別措置法通達関係

1 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（改正）

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度のうち新規雇用者に係る措置が改組され、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上で

あるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができることとされました。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、15%の税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、15%の税額控除率に5%を加算することとされました。

○ **常時使用する従業員の範囲（措通42の12の5-1 新設）**

常時使用する従業員の数、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定することを留意的に明らかにしています。この場合において、法人が繁忙期に数か月程度の期間その業務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めることを明らかにしています（措通42の13-3 同旨）。

○ **公益法人等の従業員の範囲（措通42の12の5-1の2 新設）**

資本金の額又は出資金の額が10億円以上である公益法人等について、常時使用する従業員の数、1,000人以上であるかどうかを判定する場合には、収益事業に従事する従業員数だけでなくその全部の従業員数によって行うことを明らかにしています（措通42の13-4 同旨）。

2 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却（新設）

青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等を含みます。）であるものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、環境負荷低減事業活動用資産の取得等をして、その法人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合等には、その取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）の特別償却ができることとされました。

○ **圧縮記帳をした環境負荷低減事業活動用資産の取得価額（措通44の4-1 新設）**

一の設備等を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額の合計額が100万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械その他の減価償却資産が法人税法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うことを明らかにしています。

3 輸出事業用資産の割増償却（新設）

青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の認定輸出事業者であるものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）の割増償却ができることとされました。

○ 特別償却の対象となる建物の附属設備（措通46の2-1 新設）

建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることを留意的に明らかにしています。

4 収用等の場合の課税の特例（改正）

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例制度について、代替資産の取得等の後に補償金等の交付を受けた場合の圧縮記帳の取扱いが法令上明確化されました。

○ 長期先行取得が認められるやむを得ない事情（措通64(1)-9 新設）

代替資産の取得につき本制度を適用する場合における「その他これに準ずる事情」には、収用等により譲渡した資産について次に掲げるような事情があるためやむを得ずその譲渡が遅延した場合が含まれることを明らかにしています。

- (1) 借地人又は借家人が容易に立退きに応じないため譲渡ができなかったこと。
- (2) 災害等によりその譲渡に関する計画の変更を余儀なくされたこと。
- (3) (1)又は(2)に準ずる特別な事情があったこと。

○ **資産の譲渡をすることが明らかとなった日（旧：代替資産の先行取得期間）（旧措通64(3)－6 改正）**

上記4に伴い、租税特別措置法関係通達（法人税編）において定めていた取扱いを廃止します。

○ **収用等事業年度開始の日前において取得した資産の圧縮記帳（措通64(3)－6の2 新設）**

収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産について当該収用等により譲渡した資産に係る代替資産とみなす場合において、当該代替資産の取得価額が当該譲渡した資産の対価の額を超えるときは、当該超える金額に相当する部分の資産については、当該事業年度後の事業年度における代替資産とみなすことができることを明らかにしています。

○ **特別償却等を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用（措通64(3)－18 新設）**

収用等のあった日を含む事業年度開始の日前に取得した資産につき法人が特別償却等の規定の適用を受けている場合には、当該資産が先行取得資産に該当するものであっても、本制度の圧縮記帳の適用がないことを留意的に明らかにしています。

5 特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例（新設）

青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（令和3年11月22日以後に終了する事業年度に限ります。）においてその業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合において、その業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは、利益に関する指標等が記載されるべき有価証券報告書とみなすとともに、その法人が、その業績連動給与に係る算定方法の内容を、報酬委員会における決定等の手続終了の日以後遅滞なく、その事業報告書に記載して提出し、かつ、同法の説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表した場合には、算定方法の内容が有価証券報告書等で開示されていることとの要件を満たすこととされました。

○ **組合員集会等に類するものの範囲（措通66の11の2-1 新設）**

投資事業有限責任組合の組合員集会その他これに類するものには、例えば外国の法令に基づき組成された投資事業有限責任組合に類する事業体の投資家から構成される合議体が該当し、投資事業有限責任組合の組合員その他これに類するものには、例えば当該投資家が該当することを明らかにしています。

第3 その他

1 連結納税基本通達等の廃止（廃止）

連結納税制度のグループ通算制度への移行に伴い、連結納税基本通達及び租税特別措置法関係通達（連結納税編）を所要の経過的取扱いを定めた上で廃止します。

2 グループ通算通達の法人税基本通達等への移管（新設・改正）及びグループ通算通達の廃止（廃止）

グループ通算制度の施行に伴い、「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」（法令解釈通達、以下「グループ通算通達」といいます。）に定める各通達を、法人税基本通達、租税特別措置法関係通達（法人税編）及び「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）に移管し、グループ通算通達を廃止します。

なお、この移管に際して、法人税法第69条（外国税額の控除）に関する法人税基本通達16-3-50（隠蔽又は仮装により当初申告税額控除額固定措置が適用されない場合）を新設しています。このほか、租税特別措置法第64条の6（資産の譲渡に係る特別控除額の特例）に関するグループ通算通達3-13（損金算入限度額の意義）の内容を見直した上で、租税特別措置法関係通達（法人税編）65の6-1に移管するとともに、租税特別措置法関係通達（法人税編）65の6-2（事業年度を異にする2以上の譲渡があった場合の損金算入額）を新設しています。

○ **隠蔽又は仮装により当初申告税額控除額固定措置が適用されない場合（基通16-3-50 新設）**

当初申告税額控除額に係る固定措置が適用されないこととなる法人税法第69条第16項第1号に掲げる場合について、例えば、次に掲げるような事実により税額控除額を増加させている場合が該当することを明らかにしています。

なお、売上除外や架空経費の計上の結果、控除限度額が異動して税額控除額が過大となっているような場合は、こ

れに該当しません。

- (1) 実際には納付していない外国法人税をあたかも納付したかのように仮装していること
- (2) 国外所得金額に該当しない所得の金額を国外所得金額に仮装していること
- (3) 非課税国外所得金額のうち零を超えるものを非課税国外所得金額に該当しない国外所得金額に仮装していること

○ 損金算入限度額の意義（措通65の6-1 新設（旧グ通通3-13））

租税特別措置法第65条の6の5,000万円の限度額は、完全支配関係法人グループ全体の年を通ずる損金算入限度額であるので、当該法人の個別控除適用額の合計額が5,000万円を超えない場合であっても、グループ全体の個別控除適用額の合計額が5,000万円を超えるときには、同条の規定の適用があることを明らかにしています。

なお、当該年中に完全支配関係法人グループに加入し、又は完全支配関係法人グループから離脱した法人は、当該加入前又は当該離脱後にした譲渡に係る個別控除適用額の合計額と完全支配関係法人グループに属している期間中の個別控除適用額の合計額のうち同条の規定により損金不算入とされない金額との合計額を損金の額に算入することができるが、その合計額が5,000万円を超える場合には、その超える部分の金額は、損金の額に算入しないことを明らかにしています。

おって、同条の規定の対象となる譲渡が異なる年中に行われた場合は、各年中の譲渡に係る個別控除適用額についてそれぞれ同条の規定の適用があることを明らかにしています。

○ 事業年度を異にする2以上の譲渡があった場合の損金算入額（措通65の6-2 新設）

完全支配関係法人グループに属している期間中の個別控除適用額に係る譲渡が2以上あり、かつ、これらの譲渡が異なる事業年度で行われた場合には、当該法人及び完全支配関係法人の個別控除適用額は、先行して終了する事業年度から順次、損金の額に算入し、当年中の個別控除適用額の合計額が5,000万円を超えることとなった場合には、その超過事業年度終了の日以前に終了した各事業年度について、グループ超過額のある分計算を行い、配賦されるグループ超過額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されないことを明らかにしています。この場合において、当該配賦されるグループ超過額が、当該各事業年度において損金不算入とされない場合は、当該各事業年度前の事業年度に遡って、損金の額に算入された金額の修正を行うことを明らかにしています。

なお、グループ内の全ての法人が、配賦されるグループ超過額を一定の方法により計算して損金の額に算入しないこととしているなど一定の場合には、異なる取扱いを認めることを明らかにしています。